

議案第 4 号

鳥取県町村職員退職手当組合理約を変更する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり鳥取県町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議をすることについて、同法第 290 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取県町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合理約(昭和 36 年告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に、次の 1 条を加える。

(会計管理者)

第 7 条の 2 組合に会計管理者 1 人を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長がこれを任命する。

第 8 条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。